

II 公募の内容

1 公募する種目

今回、日本学術振興会が公募する種目は次のとおりです。

「研究成果公開発表」、「国際情報発信強化」、「学術図書」、「データベース」

2 応募から交付までのスケジュール

(1) 応募書類提出期限までに行うべきこと

【「研究成果公開発表」、「国際情報発信強化」に応募する場合】

日 時	応募者が行う手続 (詳細は、「Ⅲ 応募する方へ」、「Ⅳ すでに採択されている方へ」を参照)
平成30年 9月1日(土) 公募開始 11月7日(水) 午後4時30分 提出期限(厳守)	<p>① <u>応募用ID・パスワードの取得申請(応募者情報仮登録)</u> Web(研究成果公開促進費応募者向けページ)上で、応募者情報の登録を行い、応募用ID・パスワードの取得申請をしてください。 なお、応募用ID・パスワードは本年度に限り有効です(ただし、国際情報発信強化に採択された場合を除く)。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>② <u>応募用ID・パスワードの取得(応募者情報本登録)</u> ①で登録したメールアドレスに送信されてきたURLにアクセスし、本登録を行うことで取得できます。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>③ <u>応募書類を作成</u> (応募用ID・パスワードにより、研究成果公開促進費応募用の科研費電子申請システムにアクセスし作成)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>④ <u>応募書類の提出(送信)</u></p>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>※紙媒体による応募は受理しません。</p> <p>ただし、「国際情報発信強化」の「最新刊行物等」を提出する場合は、1部郵送が必要になります。</p> <p>提出期間：平成30年11月7日(水)～11月12日(月) 必着</p> </div>

注1) 研究成果公開促進費応募用の科研費電子申請システムURL <http://www-shinsei.jsp.go.jp>

注2) 研究成果公開促進費に応募するに当たっては、事前にWeb(研究成果公開促進費応募者向けページ)上で、応募者情報を登録し、応募用ID・パスワードを取得しなければなりません(e-RadのID・パスワードとは異なり、別途取得する必要があります。)。応募者情報の登録は代表者自ら行う(「応募者が行う手続」①)ことが必要です。

<国際情報発信強化「最新の刊行物等」の送付先>

郵便等送付先：〒102-0083 東京都千代田区麹町 5-3-1 (麹町ビジネスセンタービル)
 独立行政法人日本学術振興会 研究事業部研究事業課
 「研究成果公開促進費」応募受付担当

※ 送付に当たっては、配達が可能である方法（特定記録、小包、簡易書留、宅配便等）で平成30年11月7日（水）～11月12日（月）に到着するように、余裕を持って発送してください。その期間外に到着した書類は受理しません。

なお、平成30年11月11日（日）までに発送したことが証明できる場合に限り、11月13日（火）に到着したものまで受理します。

提出の際には、封筒等の表に「国際情報発信強化 最新の刊行物等 在中」を朱書きしてください。

応募者情報の登録は代表者自ら行う（「応募者が行う手続」①）ことが必要です。なお、応募者が研究機関に所属している場合は、所属研究機関が応募者情報の確認等を行った（「研究機関が行う手続」③）後に、応募用ID・パスワードが取得できます。

注3）所属研究機関を通じて応募する場合は、応募者が所属する研究機関に応募書類を提出（送信）（「応募者が行う手続」④）した後、当該研究機関は応募書類提出期限までに、日本学術振興会に応募書類を提出（送信）（「研究機関が行う手続」⑤）しなければなりません。ついては、応募者は「応募書類の作成・応募方法等」（27頁～34頁）を確認するとともに、研究機関が指定する応募手続等（研究機関内における応募書類の提出期限等）について、研究機関の事務担当者に確認してください。

注4）研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく「取組状況に係るチェックリスト」を提出しなければなりません（「研究機関が行う手続」④）。提出がない場合には、当該研究機関に所属する応募者の応募が認められません。

<学術図書「完成した原稿等の写し」の送付先>

郵便等送付先：〒102-0083 東京都千代田区麹町 5-3-1（麹町ビジネスセンタービル）
独立行政法人日本学術振興会 研究事業部研究事業課
「研究成果公開促進費」応募受付担当

※ 送付に当たっては、配達が可能である方法（特定記録、小包、簡易書留、宅配便等）で平成30年11月7日（水）～11月12日（月）に到着するように、余裕を持って発送してください。その期間外に到着した書類は受理しません。

なお、平成30年11月11日（日）までに発送したことが証明できる場合に限り、11月13日（火）に到着したものまで受理します。

提出の際には、封筒等の表に「学術図書 完成した原稿等の写し 在中」を朱書きしてください。研究機関が取りまとめて応募する場合は「研究機関番号（5桁）」も朱書きしてください。

注1) 研究成果公開促進費応募用の科研費電子申請システムURL <http://www-shinsei.isps.go.jp>

注2) 研究成果公開促進費に応募するに当たっては、事前にWeb（研究成果公開促進費応募者向けページ）上で、応募者情報を登録し、応募用ID・パスワードを取得しなければなりません（e-RadのID・パスワードとは異なり、別途取得する必要があります。）。
応募者情報の登録は代表者自ら行う（「応募者が行う手続」①）ことが必要です。なお、応募者が研究機関に所属している場合は、所属研究機関が応募者情報の確認等を行った（「研究機関が行う手続」③）後に、応募用ID・パスワードが取得できます。

注3) 所属研究機関を通じて応募する場合は、応募者が所属する研究機関に応募書類を提出（送信）（「応募者が行う手続」④）した後、当該研究機関は応募書類提出期限までに、日本学術振興会に応募書類を提出（送信）（「研究機関が行う手続」⑤）しなければなりません。ついては、応募者は「応募書類の作成・応募方法等」（27頁～34頁）を確認するとともに、研究機関が指定する応募手続等（研究機関内における応募書類の提出期限等）について、研究機関の事務担当者に確認してください。

注4) 研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく「取組状況に係るチェックリスト」を提出しなければなりません（「研究機関が行う手続」④）。提出がない場合には、当該研究機関に所属する応募者の応募が認められません。

(2) 応募書類提出後のスケジュール（予定）

平成30年12月～

平成31年	3月	審査
	4月上旬	交付内定
	4月下旬	交付申請
	4月頃	審査結果開示
	6月下旬	交付決定
	7月中旬	送金（前期分）※
	10月頃	送金（後期分）※

（学術図書の送金は、補助事業完了後）

※ 当該年度の交付請求額が300万円以上となる場合には、前期分（4～9月）、後期分（10月～3月）に分けて送金し、交付請求額が300万円未満となる場合には、前期に一括して送金しています。

3 各種目の内容

① 研究成果公開発表〔科学研究費補助金〕

(i) 研究成果公開発表 (B)

(1) 対象

我が国の学会や民間学術研究機関等が、日本国内において主催するシンポジウム・学術講演会等で、青少年や一般社会人の関心が高いと思われる分野の研究動向・研究内容を、分かりやすく普及啓発しようとするもの（社会人の学び直しの機会の一環として実施するものを含む。）。

なお、主催団体の会員のみを対象とするものは公募の対象となりません。

(2) 応募資格

ア 学会（日本学術会議協力学術研究団体に限る。以下同じ。）の代表者。学会の支部等が実施する場合であっても、学会の代表者が応募してください。

イ 地方公共団体の設置する研究所その他の機関又は一般社団法人若しくは一般財団法人のうち、学術研究を行うものとして別に定めるところにより文部科学大臣が指定するものの代表者。

（47頁「（参考2）科学研究費補助金取扱規程」第2条第1項第4号参照）

なお、応募に当たっては、経理管理事務・監査体制の整備がなされていなければなりません。

(3) 重複応募の制限

同一団体（同一学会（同一学会の支部等が実施する場合も同一学会とみなす。）及び同一法人）からの応募は原則として1件とします。ただし、同一団体で明らかに内容が異なるシンポジウム・学術講演会等を開催する場合には、2件まで応募できることとします。

なお、同一団体から2件を超えて応募があった場合は、同一団体からの応募について、全て審査の対象としません。

(4) 応募金額 150万円以下

※応募金額の総額が10万円未満のものは公募の対象となりません。

(5) 事業期間 1年

※開催時期：平成31年7月1日から平成32年3月31日までに実施

(6) 事業実施主体

ア 学会又は学会の支部等

イ 地方公共団体の設置する研究所その他の機関又は一般社団法人若しくは一般財団法人のうち、学術研究を行うものとして別に定めるところにより文部科学大臣が指定するもの

（47頁「（参考2）科学研究費補助金取扱規程」第2条第1項第4号参照）

(7) 対象となる経費

本事業に必要となる経費のうち、次に該当する経費のみとなります。

	経費	
シンポジウム等 開催のための経費	会場借料	事業を開催する会場の借料（開催当日会場で使用するマイク、スクリーン等の機器借料のための経費を含む。）
	消耗品費	事業開催に必要な消耗品を購入するための経費
	人件費・謝金	事業開催への協力をする者のための経費 （打合せ等のための旅費を含む）
	その他	上記のほか当該事業の遂行に係る経費 （例：事務委託費、会議費【食事（懇親会等の目的は不可）・飲料水（アルコール類を除く）費用等】、通信費（切手、電話等）、運搬費、資料作成に係る費用）

(ii) 研究成果公开发表 (C)

(1) 対象

我が国の学会が日本国内において主催する国際シンポジウム・国際会議等で、その運営体制が確保されているもの。また、共催で開催する場合には応募学会が主体となって開催するものを公募の対象とします。

なお、日本学術会議の「共同主催国際会議」に採択されているものは公募の対象となりません。

(2) 応募資格

学会（日本学術会議協力学術研究団体に限る。以下同じ。）の代表者。学会の支部等が実施する場合であっても、学会の代表者が応募してください。

応募に当たっては、学会において、経理管理事務及び監査体制の整備がなされていなければなりません。

(3) 応募金額

1, 000万円以下（2年計画であれば2年間の総額）

※事業期間のいずれかの年度における応募金額の合計が10万円未満のものは公募の対象となりません。

(4) 事業期間

1～2年

ア 1年計画の場合・・・国際シンポジウム等の準備及び開催を同一年度内に実施

イ 2年計画の場合・・・1年目に国際シンポジウム等の準備、2年目に準備及び開催を実施

	開催時期
1年計画の場合	平成31年7月1日から平成32年3月31日までに実施
2年計画の場合	平成32年4月1日から平成33年3月31日までに実施

(5) 事業実施主体 学会又は学会の支部等（「(2) 応募資格」参照）

(6) 対象となる経費

本事業に必要となる経費のうち、次に該当する経費のみとなります。

	経費	
(1年計画の場合) 国際シンポジウム・ 国際会議等 準備及び開催のための 経費	会場借料 消耗品費 招へい旅費 人件費・謝金 そ の 他	事業を準備するために必要な会場の借料及び事業を開催する会場の借料(開催当日会場で使用するマイク、スクリーン等の機器借料のための経費を含む。) 事業開催に必要な消耗品を購入するための経費 特別講演等のため来日する研究者の招へい旅費(交通費、滞在費) 事業準備及び開催への協力をする者のための経費(招へい旅費以外の打合せ等のための旅費を含む) 上記のほか当該事業の遂行に係る経費 (例:事務委託費、会議費【食事(懇親会等の目的は不可)・飲料水(アルコール類を除く)費用等]、通信費(切手、電話等)、運搬費、資料作成に係る費用)
(2年計画の場合) 【1年目】 国際シンポジウム・ 国際会議等 準備のための 経費	会場借料 消耗品費 人件費・謝金 そ の 他	事業を準備するために必要な会場の借料 事業開催に際し事前に必要となる消耗品を購入するための経費 事業準備への協力をする者のための経費(打合せ等のための旅費を含む) 上記のほか当該事業の遂行に係る経費 (例:事務委託費、会議費【食事(懇親会等の目的は不可)・飲料水(アルコール類を除く)費用等]、通信費(切手、電話等)、運搬費、資料作成に係る費用)
【2年目】 国際シンポジウム・ 国際会議等 準備及び開催のための 経費	会場借料 消耗品費 招へい旅費 人件費・謝金 そ の 他	事業を準備するために必要な会場の借料及び事業を開催する会場の借料(開催当日会場で使用するマイク、スクリーン等の機器借料のための経費を含む。) 事業開催に必要な消耗品を購入するための経費 特別講演等のため来日する研究者の招へい旅費(交通費、滞在費) 事業準備及び開催への協力をする者のための経費(招へい旅費以外の打合せ等のための旅費を含む) 上記のほか当該事業の遂行に係る経費 (例:事務委託費、会議費【食事(懇親会等の目的は不可)・飲料水(アルコール類を除く)費用等]、通信費(切手、電話等)、運搬費、資料作成に係る費用)

② 国際情報発信強化〔科学研究費補助金〕

(1) 対 象

研究者の研究成果を発表する媒体であって、質の保証のための組織的な体制が取られ、一貫したタイトルを付して刊行されるものの国際情報発信力を強化する取組。

なお、取組の例としては、以下のようなものがあげられます。

- ・複数の学術団体等で協力体制をとることにより、国際情報発信力を強化する取組。
- ・電子化やオープンアクセス刊行により、国際情報発信力を強化する取組。
- ・独創的な計画等により、国際情報発信力を強化する取組。

(2) 応募資格

学術刊行物の発行に関わる学術団体等の代表者。

ただし、学術団体等は、出版社及び大学、研究機関等を除き、かつ、所在地が日本国内にあるものに限ります。

(3) 応募区分及び応募総額

応募区分は次の3種類とします。

応募区分	応募総額(※1)	種別(※3)
国際情報発信強化(A)	2,000万円以上	種別Ⅰ
国際情報発信強化(B)	100万円以上 2,000万円未満	種別Ⅰ・Ⅱ
オープンアクセス刊行支援(※2)	2,000万円以上	種別Ⅰ

※1 助成期間(5年間)全体での総額となります。助成期間のいずれかの年度における応募金額の合計が10万円未満のものは公募の対象となりません。

※2 オープンアクセス刊行とは、利用者が対価を支払うことなく、研究成果を利用することができる刊行形態とします。また、オープンアクセス刊行のスタートアップを助成対象とすることとし、助成対象となる刊行時期については、3年目の平成33年10月末頃までにオープンアクセス刊行するもの、又は平成29年9月以降にオープンアクセス刊行したものを対象とします。

※3 刊行される学術刊行物により以下の2つに分類します。

種別Ⅰ：掲載する内容が全て英文の学術刊行物に関する情報発信力強化の取組。
(なお、英文以外の外国語の場合はその理由を記載すること。)

種別Ⅱ：種別Ⅰ以外の学術刊行物に関する情報発信力強化の取組。

ただし、原則として人文・社会科学領域における取組を対象とし、和文の原著論文の全てについて、英文の研究抄録又は翻訳を有するものとします。

(4) 重複応募の制限

- ① 一つの学術団体等が応募できるのは、同一の応募区分には、1件となります。
異なる応募区分に重複して応募しようとする場合、次の制限があります。
(17頁 表1参照)
 - ア。「国際情報発信強化(A)」と「国際情報発信強化(B)」に重複して応募することはできません。
 - イ。「オープンアクセス刊行支援」には重複応募できますが、対象とする学術刊行物及び応募対象経費の内容に重複がないものとします。
- ② 一つの学術団体等の応募とは別に、複数の学術団体等で協力体制をとる団体等を代表して応募することができます。ただし、当該学術団体等が単独で応募する事業課題と、協力体制をとる学術団体等として応募する事業課題の応募対象とする刊行物及び応募対象経費の内容に重複がないものとします。(18頁 表2参照)
また、同一の協力体制をとる学術団体等が重複応募する場合は、上記①と同様の制限があります。(19頁 表3参照)
- ③ 「国際情報発信強化(A)」、「国際情報発信強化(B)」及び「オープンアクセス刊行支援」の継続事業課題のある、一つの学術団体等又は複数の学術団体等が新規に応募する場合も、上記①及び②と同様の制限があります。(20頁 表4参照)

重複応募の制限等については、17頁から20頁の表のとおりです。

(表3) 「複数の学術団体等での応募(甲欄) → 複数の学術団体等での応募(乙欄)」型

甲欄 乙欄			国際情報発信強化 (A)	国際情報発信強化 (B)	オープンアクセス 刊行支援
			新規	新規	新規
			複数の学術団体等 での応募	複数の学術団体等 での応募	複数の学術団体等 での応募
国際情報発信強化(A)	新規	複数の学術団体等での応募	—	×	
国際情報発信強化(B)	新規	複数の学術団体等での応募	×	—	
オープンアクセス刊行支援	新規	複数の学術団体等での応募	※	※	—

空欄：双方の事業課題とも応募できる

—：同一の応募区分においては、一つの事業課題にのみ応募できる

×：一つの事業課題にのみ応募できる(甲欄の事業課題に応募した場合には、乙欄の事業課題に応募できない)

※：国際情報発信強化(A)又は国際情報発信強化(B)のいずれか一方に応募できる

(表4) 「継続事業課題のある学術団体(甲欄) → 新規応募可能な事業課題(乙欄)」型

甲欄			乙欄					
			国際情報発信強化 (A)		国際情報発信強化 (B)		オープンアクセス 刊行支援	
			新規 での応募	新規 での応募	新規 での応募	新規 での応募	新規 での応募	新規 での応募
国際情報発信強化(A)	継続	単独の学術団体等	▲	※	▲	※		
	継続	複数の学術団体等	※	▲	※	▲		
国際情報発信強化(B)	継続	単独の学術団体等	▲	※	▲	※		
	継続	複数の学術団体等	※	▲	※	▲		
オープンアクセス刊行支援	継続	単独の学術団体等	※	※	※	※	▲	
	継続	複数の学術団体等	※	※	※	※		▲

空欄：乙欄の事業課題に応募できる。

▲：乙欄の事業課題に応募できない(甲欄の継続事業課題のみ実施する。)

※：国際情報発信強化(A)又は国際情報発信強化(B)のいずれか一方に応募できる

(ただし、いずれの場合に於いても既に採択されている継続事業課題と、新規に応募する刊行物及び応募対象経費の内容に重複が無いものとする。)

(5) 対象となる経費

国際情報発信力の強化を行うための取組（査読審査、編集、出版及び電子ジャーナルでの流通等）に必要となる経費とします。

学術団体等の経常的な経費等これらの取組と直接関係しないものについては、対象となりません。

（対象経費の具体的な例については、計画調書作成・記入要領を参照）

(6) 助成期間

5年間（5年間の内約には至らないが採択すべきとされた事業課題については、助成期間を単年として採択することがあります。）

5年間の内約を行った事業課題については3年目に中間評価を実施します。
この評価結果により、4、5年目の助成額の見直し又は助成を中止する場合があります。

(7) その他の留意点

- ① 学術刊行物の発行に関わる学術団体等においては、採択された事業課題を開始しようとする時まで、事業を遂行する上で必要な調達に関するルールを定めなければなりません。

（ ルールの作成に当たっては、例えば役員の所属する研究機関の調達ルールや国の基準を準用するなどして、適切に定めてください。 ）

- ② 学術刊行物の発行に関わる学術団体等において、採択された事業課題を開始しようとする時まで、学術刊行物に掲載された論文について他の媒体で公開もしくは利用する際の著作権に関するルールを定めることが求められています。

（ 著作権に関するルール（著作権ポリシー）の例
・学術刊行物の刊行と同時に搭載を承認し、公式に発表した出版版を他の媒体で公開することを認めている。
・学術刊行物の刊行後、一定期間（例えば6ヶ月）経過後に、出版版に至る前の著者最終原稿を公開することを認めている。
・学術刊行物の刊行後、1年経過後に、他の媒体での公開を認めている。 ）

③ 学術図書〔科学研究費補助金〕

(1) 対象

個人又は研究者グループ等が、学術研究の成果を公開するために刊行しようとする学術図書、又は我が国の優れた学術研究の成果を広く海外に提供するため、日本語で書かれた図書・論文を外国語に翻訳・校閲の上刊行するもの。（電子媒体で刊行するものについても対象とします。）

<刊行のみ行うもの>

研究成果の論文等について、刊行し、市販されるもので、学術的価値が高いもの（特に独創的又は先駆的なもの）、又は学術の国際交流に重要な役割を果たすもの。

<翻訳・校閲の上、刊行するもの>

日本語で書かれた図書・論文を外国語に翻訳・校閲の上、刊行し、市販されるもので、学術的価値が高いもの（特に独創的又は先駆的なもの）、又は学術の国際交流に重要な役割を果たすもの。

なお、以下に該当するものは公募の対象となりません。

- ① 既に類似の成果が刊行されているもの
- ② 既にインターネットや学術誌等を通じて公表されている論文を単に集成し、刊行するもの
- ③ 学術研究の成果とは言い難いもの
- ④ 大学、研究所等の研究機関及び学術団体等がその事業として翻訳・校閲・刊行すべきもの
- ⑤ 出版社等の企画によって刊行するもの
- ⑥ 市販しないもの
- ⑦ 十分に市販性があるもの
- ⑧ 事業期間のいずれかの年度における応募金額の合計が10万円未満のもの

(2) 対象となる経費

学術図書の刊行に必要となる経費のうち次に該当する経費のみとなります。

- ① 翻訳・校閲経費
(ただし、当該事業の主体となる応募者本人及び研究者グループ等に参加している者への支出は対象となりません。)
- ② 直接出版費のうち以下のa)～g)の経費
 - a) 組版代 b) 製版代 c) 刷版代 d) 印刷代
 - e) 用紙代 f) 製本代 g) 電子化代

ただし、応募できる刊行経費の上限額（以下、「応募上限額」という。）は下記のとおりとします。

ア. 学術図書を「紙媒体のみ」又は「紙媒体、電子媒体の双方」で刊行する場合

応募上限額＝直接出版費（税込）－ {定価（税込）×0.7×0.5×（発行部数×0.6）}

*0.7＝卸売係数 0.5＝原価率 0.6＝売上率

※「応募上限額」は、直接出版費（印刷に係る経費）から図書の売上げ収入見込みを差引いた、当該学術図書を刊行するために必要とされる経費として要求できる科研費の上限額です。

イ. 学術図書を「電子媒体のみ」で刊行する場合

応募上限額＝直接出版費（税込）×0.8 *0.8＝原価率

※「応募上限額」は直接出版費（電子媒体作成経費）から図書の売上げ収入見込みを差引いた、当該学術図書を刊行するために必要とされる経費として要求できる科研費の上限額です。

(3) 事業期間

- ① 「刊行のみ行うもの」 1年（刊行は平成32年2月29日まで）
- ② 「翻訳・校閲の上刊行するもの」 1～2年
 - a) 平成32年2月29日までに、翻訳・校閲から刊行まで完了するものは1年
 - b) 平成32年2月29日までに翻訳・校閲を行い、平成33年2月28日までに刊行するものは2年（ただし、出版社等への原稿渡しは、平成32年4月1日以降とします。）
- ③ 翻訳者・校閲者又は出版社等への原稿渡しは、平成31年4月1日より前のものは公募の対象となりません。
- ④ 翻訳者・校閲者又は出版社等への原稿渡しを平成31年6月30日までに必ず行うこと。
(ただし、採択後に、応募の際に予期できなかった事情により原稿渡しが遅れる場合は、

日本学術振興会に相談すること。)

(参考)

対象となる事業期間については下表のとおりです。

	【翻訳・校閲期間】		【出版社等への 原稿渡し日】	【発行予定 年月日】
	開始日	完了日		
刊行のみを 行うもの	/		平成31年4月 1日 ～ 平成31年6月 30日	(【出版社等への原稿渡し日】) ～ 平成32年2月 29日
1年で 翻訳・校閲の上、 刊行するもの	平成31年4月 1日 ～ 平成31年6月 30日	(【翻訳・校閲期間】 開始日) ～ (【翻訳・校閲期間】 完了日)	(【翻訳・校閲期間】 完了日以降) ～ 平成32年2月 29日	
2年で 翻訳・校閲の上、 刊行するもの	平成31年4月 1日 ～ 平成31年6月 30日	(【翻訳・校閲期間】 開始日) ～ 平成32年2月 29日	平成32年4月 1日 ～ 平成32年6月 30日	(【出版社等への原稿渡し日】) ～ 平成33年2月 28日

(4) その他の留意点

- ① 応募方法は、「紙媒体のみで刊行するもの」、「電子媒体のみで刊行するもの」、「紙媒体と電子媒体の双方で刊行するもの」のいずれでも可能です。
- ② 紙媒体で刊行する場合、卸売価格は、原価を下回ることはできません。
- ③ 紙媒体で刊行する場合、発行部数のうち**市販以外の部数は30部まで**とします。
- ④ **本補助金による刊行は無印税とし、著者・編者・著作権者は、一切の利益を受けることができません。**
- ⑤ **採択後、本補助金により刊行する場合は、書面による出版契約書の締結が必要になります。**
(研究機関に所属する者については、所属機関の契約権者、出版社等の3者で契約を締結してください。)
また、補助金は、当該年度の補助事業(刊行、翻訳・校閲、又は翻訳・校閲及び刊行)の完了後に支払われます。
- ⑥ 刊行物の発行後、刊行物の出荷先の一覧表及び出荷した際の伝票の写しを、出版社から徴収し、出版契約書の発行部数との確認を行った上で、当該書類を提出することが必要になります。
なお、本補助金の交付を受けて刊行した図書については、そのうち1冊を日本学術振興会に提出する必要があります。

④ データベース [科学研究費補助金]

(1) 対象

我が国の学術研究の動向を踏まえ、データベースの必要性は高いが未整備の分野、我が国で発展を遂げた分野、我が国がその研究や情報の世界的なセンターになっている分野等において、個人又は研究者グループ等が作成するデータベースで、公開利用を目的とするもの。

なお、**既に実用に供し得る条件を備え**、かつ、学術的価値が高く、**次の条件を全て満たすもの**を対象とします。

- a) 我が国の学術研究動向を踏まえ、次のいずれかの分野に属するもの
- ・ 我が国における研究活動が国際的に主導的な立場にあり、我が国でデータベースを形成することが国際的にも期待されている分野
 - ・ 国内の優れた研究成果を国際的に適切に流通させるため、国内においてデータベース化する必要のある分野
 - ・ 国内で学術研究を推進する上で、データベースの形成に対して期待が高く、かつ国際的にも同様な内容のデータベースが存在しない分野
 - ・ 国際的にも重要な分野で、データベースの形成に対して我が国に協力を求められている分野
- b) データベース化するためのデータの収集、評価及びそのデータベース化の作業等について、作成組織及び技術的方式が確立しているもの
- c) 当該データベースにより、広く関係研究者等に情報提供サービスを行う方策が確立しており、公開計画が明確なもの
- d) データ容量、所要経費が相当量（額）以上であること

また、採択されたもののうち、研究者による有効利用を通じ、当該分野における学術研究の発展に特に有用であると見込まれるデータベースで、重点的かつ継続的な助成を行うものを「**重点データベース**」とし、その他を「**一般データベース**」とします。

重点データベースとして採択されたものについては、事業期間（最長5年）を限度とした内約期間及び内約額を提示するものとします。

(2) 対象となる経費

データベースの作成に必要となる経費のうち次に該当する経費のみとなります。

- a) 入力作業協力に対する人件費・謝金（入力作業への協力をする者に係る謝金、報酬、賃金、給与、労働者派遣業者への支払いのための経費）
- b) 入力作業委託費
- c) 著作権使用料
- d) 国内連絡旅費（入力作業に伴う作成組織間等の連絡・打合せ等のための旅費。10万円程度まで）
- e) 消耗品費（入力作業に必要となる消耗品に限る）
- f) CD-ROM 又は DVD-ROM 等作成委託費（マスター作成代、ディスク代、複製代に限る）
- g) その他（複写費、現像・焼付費、通信費（切手、電話等）、運搬費等）

ただし、a)～c)については、当該事業の主体となる応募者本人及び研究者グループ等に参加している者（作成分担者等）への支出は対象となりません。f)については、公開目的のものを対象とします。

また、事業期間のいずれかの年度における応募金額の合計が10万円未満のものは公募の対象となりません。

なお、データベース作成に必要となる経費であっても、データ収集・整理を行うための経費、システム開発・管理を行うための経費（書籍購入費、システム開発委託費、サーバー購入費、サーバー保守費等）は補助対象となりません。

(3) 事業期間 1～5年間

(4) その他の留意点

業者の選定に際して下記の条件のいずれかに該当する場合は競争入札を行ってください。該当しない場合は、複数の業者から見積書を徴した上で選定してください。

[競争入札を要する契約]

- ・「入力作業委託」「その他（複写費、現像・焼付費、通信費、運搬費等）」に係る契約が、1件につき100万円を超える場合。
- ・「消耗品」の購入に係る契約が、1件につき160万円を超える場合。
- ・「CD-ROM、DVD-ROM等作成委託」に係る契約が、1件につき250万円を超える場合。